

平成30年9月26日

総務大臣
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一 照

答 申 書

平成30年5月25日付け諮問第3104号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

(別添)

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見提出者一覧

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	株式会社 ケイ・オプティコム
3	KDDI 株式会社
4	個人

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対して寄せられた意見及び考え方

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-1 本省令改正案による規制内容は、電気通信事業法に既に規定されている内容であるため、本案は、為念の規定であって規制範囲を拡大するものではないとの理解で正しいか。	再意見1-1	考え方1-1	
<p>【意見内容】</p> <p>今回の電気通信事業法施行規則改正案は、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書にある通り、「不当な差別的取扱いが行われないことを民事的に担保するために、MNOが、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定する」という説明ですが、電気通信事業法第29条1項の2号において「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき」が業務改善命令の対象と既に規定されていることから、これは為念の規定であり、規制範囲を拡大するものではないと理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本省令改正案は、第二種指定電気通信設備設置事業者が、ネットワーク管理において、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款記載事項とするものである。 これにより、第二種指定電気通信設備設置事業者が、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わないことについて、行政上の措置にとどまらず、事業者間の契約により民事的にも担保することを図ることとしている。 	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-2 本省令改正案に賛同する。モバイル市場における公正競争環境の確保・整備に寄与するものである等。	再意見1-2	考え方1-2	
<p>【意見内容】 今回の改正案に賛同いたします。 総務省殿におかれましては、引き続き、モバイル市場の公正競争環境の整備に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>【意見内容】 MVNO 市場ではこれまで多くの MVNO 事業者が参入してきました。その結果、MNO と MVNO 間あるいは MVNO 同士で競争が活性化され、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献してきたと考えております。</p> <p>意見募集対象となっております改正案は、移動系通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、MVNO 普及促進に資すると考えますので賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 ケイ・オプティコム】</p> <p>【意見内容】 本改正に賛成である。 日本国憲法にも適う適切な改正であると思われた。 意見は以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各意見から御賛同頂いているとおり、本省令改正は、公正競争環境の確保を図るものである。 ・ 具体的には、本省令で、第二種指定電気通信設備設置事業者が、ネットワーク管理において、利用者又は電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定することの大きな意義は、トラヒックの円滑な疎通という通信の基本的な条件において、第二種指定電気通信設備設置事業者がその競争事業者のサービス提供を阻害しないことを担保することにあり、これにより公正な競争環境が損なわれることがないようにしようとしている。 ・ 本省令改正後は、この趣旨に則して総務省では、本制度の運用を厳正に進めていく必要がある。 	無